

滋賀県国民健康保険の制度改革について

1 これまでの経過

H27年度	H27. 5. 29	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」公布
	H27. 6	市町等との連携会議(滋賀県国民健康保険運営方針等検討協議会)を設置し、以降、協議・検討(現在継続中)
	2月定例会議	県国民健康保険財政安定化基金条例
H28年度	9月定例会議	県国民健康保険運営協議会条例
	H28. 11. 30	平成29年度 第1回納付金・標準保険料率の試算
	H29. 1. 30	平成29年度 第2回納付金・標準保険料率の試算
H29年度	H29. 5. 30 ～6. 30	運営方針(案)を、市町に意見照会および県民政策コメント
	H29. 8. 31	運営方針の策定・公表
	H29. 9. 1	平成29年度 第3回納付金・標準保険料率の試算
	H29. 11. 28	<u>H30年度 納付金・標準保険料率の仮係数による算定</u>
	11月定例会議	県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例
	H29. 12. 28	国から納付金等の算定に必要な確定係数の通知
	H30. 2. 1	県国民健康保険運営協議会 (H30年度 納付金等の確定係数による算定結果の審議)

2 今後の予定

H29年度	2月定例会議	県国民健康保険事業特別会計予算案、県国民健康保険財政安定化基金条例改正案等の提案
H30年度	H30. 4. 1	県が国保の財政責任を担う新制度へ移行

3 納付金算定にかかる全国の状況

α (医療費指数反映係数) ・ β (所得係数) の設定状況について (平成29年11月中旬時点)

α	1	0.7	0.5	0
都道府県数	40	1	2	4

(滋賀県)

β	県平均	0.75	1
都道府県数	45	1	1

(滋賀県)

4 H30年度 納付金および保険料の仮係数での算定

(1) 仮係数での算定の主な前提条件

①一人当たり医療費の増減率		<u>+3.1%</u>
②追加公費（H30年度～）		全国約1,500億円規模分を反映
③診療報酬改定率		<u>「増減なし」</u> （確定係数による算定時に修正）
④医療費指数反映係数		<u>$\alpha = 0$</u>
⑤所得係数	一般(医療)納付金分	<u>$\beta = 0.974$</u>
	後期高齢者支援金等納付金分	<u>$\beta = 0.962$</u>
	介護納付金納付金分	<u>$\beta = 0.935$</u>
⑥激変緩和措置		<u>約4.3億円</u>

H30年度の一人当たり納付金額（仮係数）とH28年度の一人当たり納付金額（決算ベース）を比較した上で、措置対象とする一定割合（自然増等+ α ）を設定。

・自然増等 +2.473%

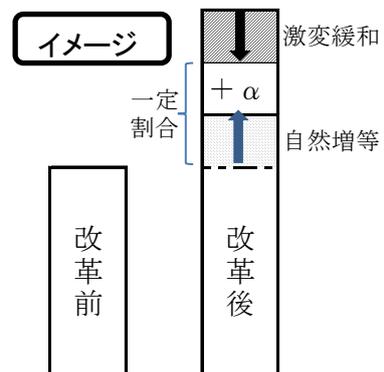
医療費、後期高齢者支援金、介護納付金等の制度改革以外の要因による納付金額の増加分。

・+ α 0%

納付金制度の導入による増加分の一部。国ガイドラインでは0.5～2.0%を例示。

改革初年度において極力激変を生じさせない観点から「0%」を設定。

・財源 激変緩和用の国交付金と特例基金を充当。



(2) 仮係数での算定結果の概要

(単位:億円)

	県全体で必要な費用 (納付金の対象)	納付金算定 基礎額	納付金総額 (激変緩和 前)	納付金総額 (激変緩和 後)	調整後の標準 保険料の算定に 必要な保険料 総額	保険料総額
一般(医療) 納付金分	915.3	257.4	251.6	248.2	222.5	192.3
後期高齢者支援金等 納付金分	163.0	89.5	81.8	81.0	77.9	68.7
介護納付金 納付金分	55.2	30.0	26.2	26.1	24.8	22.1
合計	1,133.5	376.8	359.7	355.4	325.2	283.0

※退職被保険者分を含んでいない。

端数調整の関係で内訳と合計が一致しない場合あり。